

## 災害時における非常通信業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と富良野市無線赤十字奉仕団(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、その災害情報の収集に関して、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

### (協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### (協力の要請)

第3条 災害時において、情報の収集等を必要とするときは、甲は乙に対して協力を要請することができる。

### (要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (経費の負担)

第5条 第3条の規定により乙の協力に要した経費については、甲が負担する。

### (経費の請求)

第6条 前条に規定する経費は、乙の情報収集等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

### (経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

### (価格の決定)

第8条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### (情報の提供)

第9条 乙は、災害に関して覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

### (協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項につ

いては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成8年10月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年9月24日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野市無線赤十字奉仕団